



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 29 日 (火)
号外第 35 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (28) (税務課) 4
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (29) (業務効率推進課) 25
	鳥取県会計規則等の一部を改正する規則 (30) (会計指導課) 36
	鳥取県会計管理者組織規則の一部を改正する規則 (31) (〃) 49

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

身体障害者等が運転する自動車又は身体障害者等と生計を一にする者等が身体障害者等のために運転する自動車に係る自動車税について、平成23年度から課税免除は行わず、減免の対象とすること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者等が所有する自動車に係る自動車税について、平成23年度から減免（現行 課税免除）の対象とされたことに伴い、課税免除に係る規定を削り、減免に係る規定を設ける。
- (2) (1)に伴う様式の整備を行う。
- (3) 口座振替を利用して自動車税を納税する場合の納税証明書の有効期限は、納税者の利便を考慮し、翌年度の6月20日（現行5月30日）とする。
- (4) 金融機関又はコンビニエンスストアでの納税に使用する納付書の様式について、納付書の金融機関・コンビニエンスストア店舗控の部分から、納税義務者の住所を削除する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とするイを除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則は、廃止する。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県行政組織規則の一部改正
 - ア 本庁に関する事項
 - (ア) 農林水産部森林・林業総室に全国植樹祭準備室を新設する。
 - (イ) 防災局防災チームを防災局防災課に、防災局危機管理チームを防災局危機管理課に、防災局消防チームを防災局消防課に改める。
 - イ 地方機関に関する事項
 - (ア) 西部総合事務所の県民局大山中海振興課を県民局大山中海観光課に改める。
 - (イ) 倉吉交通事故相談所を廃止する。
 - (ウ) 栽培漁業センターを新設する。
 - ウ その他
内部組織、所掌事務、附属機関等について所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 鳥取県消防頭章金条例施行規則について、(1)のアの(イ)に伴う所要の規定の整備を行う。

鳥取県会計規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 会計事務の効率化及び簡素化を図るため、会計事務に係る手続及び作成書類を見直し、一部の会計事務を廃止する等所要の改正を行う。

- (2) 平成23年4月の組織改正に伴い所要の改正を行う。
- (3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことに鑑み、期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合等を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

- ア 部等の出納員が行う領収済報告書の作成及び会計管理者への提出に係る事務を廃止する。
 - イ 統轄店が行う会計管理者への資金交付済通知書の送付に係る事務を廃止する。
 - ウ 指定出納取扱店が行う次に掲げる事務を廃止する。
 - (ア) 公金振替済一覧表の会計管理者への送付に係る事務
 - (イ) 支払済通知書の会計管理者への送付に係る事務
 - (ウ) 支出振替金残高報告書の作成及び統轄店への送付に係る事務
 - エ 指定出納取扱店が作成し、統轄店が取りまとめる支払期間経過未払金報告書は、知事のみ(現行 知事及び会計管理者)に送付することとする。
 - オ 歳入の徴収等の委託手数料及び生産物等の販売委託手数料に係る繰替払の報告は、繰替払をした者に代わって、これらの委託を受けた者が行うことができることとする。
 - カ 統轄店が会計管理者に提出すべき歳入金歳出金月計対照一覧表及び歳入歳出外現金月計対照一覧表の部数は1部(現行 2部)とし、統轄店が行う月計対照個別表の作成及び提出に係る事務を廃止する。
 - キ 歳入金歳出金月計対照一覧表等に係る会計管理者の内容証明事務を廃止する。
 - ク 出納員等の交替に伴う引継ぎに係る所属の長の立会い及び知事への報告等を廃止する。
 - ケ 出納員又は分任出納員に委任させる会計管理者の事務について、鳥取県庁本庁舎に設置している公衆電話取扱手数料の収納に関する事務等を加える。
 - コ 期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合を年3.1パーセント(現行 年3.3パーセント)とする。
 - サ 平成23年4月の組織改正に伴う所要の規定の整備を行う。
 - シ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 関係する規則について所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とする(2)の一部を除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県会計管理者組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

会計管理者の事務に関する重要事項の企画に参画させるため、会計管理者に参事監及び参事を置くことができることとする。

2 規則の概要

- (1) 会計管理者の事務に関する重要事項の企画に参画させるため、会計管理者に参事監及び参事を置くことができることとする。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車取得税の減免に係る用途の制限）</p> <p>第46条の7 条例第134条の7第1号イ又はウに規定する自動車は、<u>専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のために運転する自動車</u>で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。</p>	<p>（自動車取得税の減免に係る用途の制限）</p> <p>第46条の7 条例第134条の7第1号イ又はウに規定する自動車は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。</p>
<p>（自動車取得税の減免に係る台数の制限）</p> <p>第46条の8 条例第137条の2第1項第1号の規定による自動車税の<u>減免</u>を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等（<u>法第442条の2第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。</u>）に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、<u>当該減免に係る自動車又は課税免除若しくは減免に係る軽自動車等を所有している期間に限り</u>、条例第134条の7第1号に規定する自動車については、同</p>	<p>（自動車取得税の減免に係る台数の制限）</p> <p>第46条の8 条例第137条第4号の規定による自動車税の<u>課税免除</u>を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、条例第134条の7第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。</p>

条の減免を行わないものとする。

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第134条の7第1号アに係るもの	第62号様式の8	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ～エ 略
(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの	第62号様式の8	略
略		

(証明書の交付)

第50条 略

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年度の翌年度の6月20日とする。

3 略

4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度の6月20日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合には、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第134条の7第1号アに係るもの	第62号様式の8 その1	ア 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し イ～エ 略
(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの	第62号様式の8 その2	略
略		

(証明書の交付)

第50条 略

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限から当該年の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年の6月20日とする。

3 略

4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合には、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、当該年度の翌年度(以下この項において「翌年度」という。)分の自動車税の納期限から翌年度の7月15日までの間に道路運

	<p><u>送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する前項の証明書の有効期限は、翌年度の6月20日とする。</u></p> <p><u>(自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)</u> <u>第50条の3 条例第137条第4号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)</u>は、<u>同号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、第46条の4から第46条の6までに規定するとおりとする。</u></p>
<p><u>第50条の3から第50条の7まで 削除</u></p>	<p><u>第50条の4及び第50条の5 削除</u></p>
	<p><u>(自動車税の課税免除に係る用途の制限)</u> <u>第50条の6 条例第137条第4号イ又はウに規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限り、同条の課税免除をするものとする。</u></p> <p><u>(自動車税の課税免除に係る台数の制限)</u> <u>第50条の7 身体障害者等のための軽自動車等(法第442条の2第1項に規定する軽自動車等をいう。)</u>に係る軽自動車税について、<u>市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、条例第137条第4号に規定する自動車については、同条の課税免除を行わないものとする。</u></p>
<p><u>(自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲)</u> <u>第50条の8 条例第137条第4号に規定する自動車は、身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者等」という。)</u>の利用に専ら供するために、<u>車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。</u></p>	<p><u>(自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲)</u> <u>第50条の8 条例第137条第5号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。</u></p>
<p><u>(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)</u> <u>第50条の9 条例第137条第11号に規定する規則で定</u></p>	<p><u>(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)</u> <u>第50条の9 条例第137条第12号に規定する規則で定</u></p>

める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2及び3 略

（自動車税の課税免除の手続）

第50条の10 条例第137条第4号から第12号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に依り、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類

める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2及び3 略

（自動車税の課税免除の手続）

第50条の10 条例第137条第4号から第12号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に依り、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第4号アに係るもの（前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合（以下この表において「継続課税免除の場合」	第64号様式の5-1	

				という。)に限る。)		
				(2) 条例第137条第4号アに係るもの((1)に掲げるものを除く。)	第62号 様式の 8 その 1	ア 身体障害者手帳 又は戦傷病者手帳 の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
				(3) 条例第137条第4号イ及びウに係るもの(継続課税免除の場合に限る。)	第64号 様式の 5 その 2	ア 生計同一者運転分にあつては、住民票又は保険証の写し等生計を一にすることを証する書類(身体障害者等と運転する者が同一の世帯に属さない場合又は運転する者を変更した場合にあつては、福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書)(第62号様式の9) イ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第62号様式の

		<p>9)</p> <p>エ 自動車の用途を証する書類（第46条の4第4号に該当する者にあつては、生計同一証明書又は常時介護証明書を提出する場合は、提出を要しない。）</p> <p>オ 運転する者を変更した場合にあつては、新たに運転する者の運転免許証の写し</p>
<p>(4) 条例第137条4号イ及びウに係るもの（(3)に掲げるものを除く。）</p>	<p>第62号様式の8その2</p>	<p>ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>イ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</p> <p>ウ 運転免許証の写し</p> <p>エ 福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書（第62号様式の9）</p> <p>オ 自動車の用途を証する書類</p> <p>カ 自動車検査証の写し</p> <p>キ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p>

(1) 条例第137条第4号に係るもの	第62号様式の10	ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類(前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合を除く。) イ及びウ 略	(5) 条例第137条第5号に係るもの	第62号様式の10	ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類(継続課税免除の場合を除く。) イ及びウ 略
(2) 条例第137条第5号から第10号までに係るもの	第62号様式の3	略	(6) 条例第137条第6号から第11号までに係るもの	第62号様式の3	略
(3) 条例第137条第11号に係るもの	第64号様式の11	ア及びイ 略 ウ 基準日における課税免除対象バスに係る乗務記録の写し	(7) 条例第137条第12号に係るもの	第64号様式の11	ア及びイ 略 ウ 基準日における減免対象バスに係る乗務記録の写し
(4) 条例第137条第12号に係るもの	第62号様式の3	ア 前年度の運転実績表(登録時申請分については運転計画表)(第62号様式の4) イ 自動車検査証の写し ウ 自家用有償旅客運送者登録証(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の6に規定する自家用有償旅客運送者登録証をいう。)の写し エ 知事又は市町村の長が交付した過疎地有償運送路線の運行に係る補助金交付決定通知書の写し			
(自動車税の課税免除の承認)			(自動車税の課税免除の承認)		

第50条の11 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号、第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1、第62号様式の6又は第64様式の12その4
(2) 前条第2項の表第3号に係るもの	第64号様式の12その3

(自動車税の課税免除の額)

第50条の12 年度の中途において条例第137条の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又は第50条の10第1項の表第1号に規定する提出期限経過後に課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月(災害その他真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に課税免除すべき事由に該当し、かつ、同号に規定する提出期限内に申請があった場合にあっては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月)の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

(自動車税の課税免除の取消し)

第50条の13 略

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第50条の13の2 条例第137条の2第1項第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)、同号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、第46条の4から第46条の6までに規定するとおりとする。

(自動車税の減免に係る用途の制限)

第50条の13の3 条例第137条の2第1項第1号イ又はウに規定する自動車に係る同項の規定による減免

第50条の11 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの	第64号様式の12その4
(2) 前条第2項の表第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1又は第62号様式の6
(3) 前条第2項の表第5号及び第6号に係るもの	第64号様式の12その1、第62号様式の6又は第64様式の12その4
(4) 前条第2項の表第7号に係るもの	第64号様式の12その3

(自動車税の課税免除の額)

第50条の12 年の中途において条例第137条の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又は第50条の10第1項の表第1号に規定する提出期限経過後に課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月(災害その他真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合にあっては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月)の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

(自動車税の課税免除の取消し)

第50条の13 略

は、当該自動車専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のために運転するものであり、かつ、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものである場合に限り、行うものとする。

(自動車税の減免に係る台数の制限)

第50条の13の4 身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該軽自動車等を所有している期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

(自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件)

第50条の14 条例第137条の2第1項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(自動車税の減免に係る教育練習用自動車の範囲)

第50条の15 条例第137条の2第1項第3号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

(1)及び(2) 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「減免申請書等」という。)を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条第1項に規定する納期限前	減免を受けようとする

は、当該自動車専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のために運転するものであり、かつ、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものである場合に限り、行うものとする。

(自動車税の減免に係る台数の制限)

第50条の13の4 身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該軽自動車等を所有している期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

(自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件)

第50条の14 条例第137条の2第1号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(自動車税の減免に係る教育練習用自動車の範囲)

第50条の15 条例第137条の2第2号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

(1)及び(2) 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「減免申請書等」という。)を提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条第1項に規定する納期限前	減免を受けようとする

7日（条例第137条の2第1項第2号に係るもの） は、当該納期限）	自動車の主たる定置場を所管する所長
略	

7日（条例第137条の2第1号に係るもの） にあつては、当該納期限）	自動車の主たる定置場を所管する所長
略	

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの（前年度から引き続き同一車両について減免を受けようとする場合（以下この表において「継続減免の場合」という。）に限る。）	第64号様式の5その1	
(2) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの（(1)に掲げるのを除く。）	第62号様式の8	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(3) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの（継続減免の場合に限る。）	第64号様式の5その2	ア 生計同一者運転分にあつては、生計同一証明書（第62号様式の9）（前年度の減免の申請に係る運転者

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類

		<p>に異動がある場合又は前年度の減免の申請に係る身体障害者等、所有者若しくは運転者の氏名若しくは住所に異動がある場合に限る。)</p> <p>イ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</p> <p>ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第62号様式の9)</p> <p>エ 自動車の用途を証する書類</p> <p>オ 運転する者を変更した場合にあつては、新たに運転する者の運転免許証の写し</p>				
<p>(4) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの((3)に掲げるものを除く。)</p>	<p>第62号様式の8</p>	<p>ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>イ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</p> <p>ウ 運転免許証の写し</p> <p>エ 福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書(第62号様式の9)</p>				

		オ 自動車の用途を証する書類 カ 自動車検査証の写し キ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(5) 条例第137条の2第1項第2号に係るもの	第64号様式の14	ア~エ 略
(6) 条例第137条の2第1項第3号に係るもの	第64号様式の15	公安委員会が路上教習用自動車として認定した証明書の写し

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの	第64号様式の12その4
(2) 前条第2項の表第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1又は第62号様式の6
(3) 前条第2項の表第5号に係るもの	第64号様式の16
(4) 前条第2項の表第6号に係るもの	第64号様式の12その

(1) 条例第137条の2第1号に係るもの	第64号様式の14	ア~エ 略
(2) 条例第137条の2第2号に係るもの	第64号様式の15	公安委員会が路上教習用自動車として認定した証明書の写し
(3) 条例第137条の2第3号に係るもの	第62号様式の3	ア 前年度の運転実績表(登録時申請分については運転計画表)(第62号様式の4) イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号に係るもの	第64号様式の16
(2) 前条第2項の表第2号に係るもの	第64号様式の12その

号に係るもの	号及び第3号に係るもの
<p>(自動車税の減免の額)</p> <p>第50条の18 条例第137条の3 <u>ただし書</u>に規定する規則で定める計算方法は、申請のあった月(災害<u>その他</u>の<u>真にやむを得ない事由</u>により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に減免すべき事由に該当し、かつ、第50条の16第1項の表第1号に規定する提出期限内に申請があった場合)にあっては、当該減免すべき事由に該当することとなった月の翌月から減免の要件に該当していた月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。</p> <p>2 条例第137条の3第1号及び第2号イに規定する規則で定める計算方法は、賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。</p>	<p>(自動車税の減免の額)</p> <p>第50条の18 条例第137条の3に規定する規則で定める計算方法は、申請のあった月(災害<u>その他</u>の<u>真にやむを得ない事由</u>により申請が遅れた場合)にあっては、当該減免すべき事由に該当することとなった月の翌月から月割をもって計算する方法とする。</p>
<p>(自動車税の減免の取消し)</p> <p>第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1項第1号に係るものにあつては第62号様式の7、同項第2号に係るものにあつては第64号様式の17、同項第3号に係るものにあつては第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。</p>	<p>(自動車税の減免の取消し)</p> <p>第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1号に係るものにあつては第64号様式の17、同条第2号及び第3号に係るものにあつては第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>様式目次</p> <p>1 通則関係</p> <p>第1号様式その1～その5 略</p> <p>その6 納付書(自動車税(税額変更・督促コンビニエンスストア対応))</p> <p>第1号様式の2その1～第1号様式の10 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 自動車取得税関係</p> <p>第62号様式及び第62号様式の2 略</p> <p>第62号様式の3 <u>自動車取得税・自動車税課税免除申請書</u></p> <p>第62号様式の4～第62号様式の7 略</p>	<p>2 略</p> <p>様式目次</p> <p>1 通則関係</p> <p>第1号様式その1～その5 略</p> <p>その6 納付書(自動車税(税額変更コンビニエンスストア対応))</p> <p>第1号様式の2その1～第1号様式の10 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 自動車取得税関係</p> <p>第62号様式及び第62号様式の2 略</p> <p>第62号様式の3 <u>自動車取得税・自動車税課税免除(減免)申請書</u></p> <p>第62号様式の4～第62号様式の7 略</p> <p>第62号様式の8その1 <u>自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書(身体障害者</u></p>

第62号様式の8 自動車取得税・自動車税減免申請書

(身体障害者等)

第62号様式の9及び第62号様式の10 略

9 略

10 自動車税関係

第64号様式～第64号様式の4 略

第64号様式の5その1 自動車税減免申請書(継続用)(身体障害者等本人運転分)

第64号様式の5その2 自動車税減免申請書(継続用)(生計同一者・常時介護者運転分)

第64号様式の6から第64号様式の10まで 削除

第64号様式の11～第64号様式の17 略

11～13 略

第1号様式その6(第2条の2、第2条の3関係)

略	(鳥取県)	略
	31 納付書 公 県税	
	略	
	氏名	
略	統轄店 御中	略
略	(金融機関/コンビニ店舗控)	略

(備考) この納付書は、自動車税税額変更通知書により通知された税額及び督促状により督促された税額の納付について使用すること。

第1号様式の3その7(第2条の2、第2条の3関係)

(表面)

略	(鳥取県)	略
	31 納付書 公 県税	
略	略	略

等本人運転分)

第62号様式の8その2 自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書(身体障害者等生計同一者運転分・常時介護者運転分)

第62号様式の9及び第62号様式の10 略

9 略

10 自動車税関係

第64号様式～第64号様式の4 略

第64号様式の5その1 自動車税課税免除申請書(継続用)(身体障害者等本人運転分)

第64号様式の5その2 自動車税課税免除申請書(継続用)(生計同一者・常時介護者運転分)

第64号様式の6その1から第64号様式の10まで 削除

第64号様式の11～第64号様式の17 略

11～13 略

第1号様式その6(第2条の2、第2条の3関係)

略	(鳥取県)	略
	31 納付書 公 県税	
	略	
	住所 氏名	
略	統轄店 御中	略
略	(金融機関/コンビニ店舗控)	略

(備考) この納付書は、自動車税税額変更通知書により通知された税額の納付について使用すること。

第1号様式の3その7(第2条の2、第2条の3関係)

(表面)

略	(鳥取県)	略
	31 納付書 公 県税	
略	略	住所

氏名

略

統轄店 御中

略

略

(金融機関/コンビニ店舗控)

(裏面)

課税の根拠～ お知らせ 略

納付場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県が県税の収納の事務を委託したコンビニエンスストア

各総合事務所県税局

第62号様式の3 (第46条、第50条の10関係)

自動車取得税・自動車税課税免除申請書

略				
自動車税	課税年度	年度	免除税額	円
第134条の6第号				
鳥取県税条例 に該当する				
第137条 第号				
第46条 第1項				
ので、鳥取県税条例施行規則				
第50条の10第1項				
自動車取得税				
の規定により、 の課税免除について				
自動車税				
て、上記のとおり申請します。				
年 月 日				
住 所				
申請者 名 称				
代表者の氏名				
職 氏 名 様				

第62号様式の4 (第46条、第50条の10関係)

運転実績(計画)表

氏名

略

統轄店 御中

略

略

(金融機関/コンビニ店舗控)

(裏面)

課税の根拠～ お知らせ 略

納付場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県が県税の収納の事務を委託したコンビニエンスストア

各県税事務所

第62号様式の3 (第46条、第50条の10、第50条の16関係)

自動車取得税・自動車税課税免除(減免)申請書

略				
自動車税	課税年度	年度	免除(減免)税額	円
第134条の6第号				
鳥取県税条例 第137条 第号 に該当する				
第137条の2第3号				
第46条 第1項				
ので、鳥取県税条例施行規則				
第50条の10第1項				
第50条の16第1項				
自動車取得税				
の規定により、 の課税免除(減免)				
自動車税				
免)について、上記のとおり申請します。				
年 月 日				
住 所				
申請者 名 称				
代表者の氏名				
職 氏 名 様				

第62号様式の4 (第46条、第50条の10、第50条の16関係)

運転実績(計画)表

月別	運転日数	左の日数中、 第134条の6第号 条例 第137条第号 の用のため直接専用した 日数	備考
略			

第62号様式の6（第46条の2、第46条の12、第50条の11、第50条の17関係）

自動車取得税・自動車税課税免除（減免）決定通知書

略

略

第62号様式の9（第46条の11、第50条の16関係）

略

第62号様式の10（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免

申請書（構造変更車）

自動車税課税免除

略

第134条の7第2号又は第3号
鳥取県税条例 に
第137条第4号

第46条の
該当するので、鳥取県税条例施行規則
第50条の

11第1項 自動車取得税の減免 に
の規定により、
10第1項 自動車税の課税免除

ついて、上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

印

職 氏 名 様

第64号様式の5その1（第50条の16関係）

月別	運転日数	左の日数中、 第134条の6第号 条例 第137条 第号 第137条の2第3号 の用のため直接専用した 日数	備考
略			

第62号様式の6（第46条の2、第46条の12、第50条の11関係）

自動車取得税・自動車税課税免除（減免）決定通知書

略

略

第62号様式の9（第46条の11、第50条の10関係）

略

第62号様式の10（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免

申請書（構造変更車）

自動車税課税免除

略

第134条の7第2号又は第3号
鳥取県税条例 に
第137条第5号

第46条の
該当するので、鳥取県税条例施行規則
第50条の

11第1項 自動車取得税の減免 に
の規定により、
10第1項 自動車税の課税免除

ついて、上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

印

職 氏 名 様

第64号様式の5その1（第50条の10関係）

自動車税減免申請書（継続用）

年 月 日

申請者（納税義務者）

（住所） 市 町
郡 村

（氏名） ㊟

電話番号

職 氏 名 様

私が所有し、使用している次の自動車について
鳥取県税条例第137条の2第1項第1号アの規定
に該当しますので、自動車税の減免を申請しま
す。

略

照会事項（変更のある方は、該当する事項を
印で囲み、その内容を記入してください。）

略

第64号様式の5その2（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（継続用）

年 月 日

申請者（納税義務者）

（住所） 市 町
郡 村

（氏名） ㊟

電話番号

職 氏 名 様

私が所有し、使用している次の自動車について
鳥取県税条例第137条の2第1項第1号イ又はウ
の規定に該当しますので、自動車税の減免を申請

自動車税課税免除申請書（継続用）

年 月 日

申請者（納税義務者）

（住所） 市 町
郡 村

（氏名） ㊟

電話番号

職 氏 名 様

私が所有し、使用している次の自動車について
鳥取県税条例第137条第4号アの規定に該当しま
すので、自動車税の課税免除を申請します。

略

照会事項（変更のある方は、該当する事項を
印で囲み、その内容を記入してください。）

略

第64号様式の5その2（第50条の10関係）

自動車税課税免除申請書（継続用）

年 月 日

申請者（納税義務者）

（住所） 市 町
郡 村

（氏名） ㊟

電話番号

職 氏 名 様

私が所有し、使用している次の自動車について
鳥取県税条例第137条第4号イ又はウの規定に該
当しますので、自動車税の課税免除を申請しま

します。

略		
照会事項		
障 害 者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日
略		
使用目的及び使用回数	1 通院 2 通所 3 通学 4 生業 週 回(月 回)	
昨年度の内容と変更のある方は該当する事項を で囲み、その内容を記入してください。	1 ~ 3 略 4 通院等の回数が変わった 5 住所が変わった	

す。

略	
照会事項	
身体障害者等の氏名	(年 月 日生)
略	
使用目的	1 通学 2 通院 3 通所 4 生業
昨年度の内容と変更のある方は該当する事項を で囲み、その内容を記入してください。	1 ~ 3 略

第64号様式の11 (第50条の10関係)

自動車税課税免除対象バス認定申請書 (生活路線バス用)

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第11号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。

記

1 ~ 5 略

略

第64号様式の12その1 (第50条の11、第50条の17関係)

自動車税課税免除 (減免) 決定通知書

略	
決 定 事 項	年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第 号 (第137条の2第1項第 号) の規定に係る下記の自動車税の課税

第64号様式の11 (第50条の10関係)

自動車税課税免除対象バス認定申請書 (生活路線バス用)

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第12号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。

記

1 ~ 5 略

略

第64号様式の12その1 (第50条の11、第50条の17関係)

自動車税課税免除 (減免) 決定通知書

略	
決 定 事 項	年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第 号の規定に係る下記の自動車税の課税免除 (減免) については、次の

項 免除（減免）については、次のとおり決定する。

略

略

第64号様式の12その3（第50条の11関係）

自動車税課税免除決定通知書

略

年 月 日付で申請のあった鳥
決定 取県税条例第137条第11号の規定に係る下
事項 記の 年度の自動車税の課税免除につ
いては、次のとおり決定する。

略

略

第64号様式の12その4（第50条の11、第50条の17関係）

（表面）

略

（裏面）

略

第64号様式の14（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（商品中古自動車）

略

鳥取県税条例第137条の2第1項第2号に該当する商品中古自動車に係る自動車税の減免を受けたいので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名 ⑩

職 氏 名 様

（別紙） 略

第64号様式の15（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（教習車）

略

鳥取県税条例第137条の2第1項第3号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、自動車税の減免について、上記のとおり申請します。

項 とおり決定する。

略

略

第64号様式の12その3（第50条の11関係）

自動車税課税免除決定通知書

略

年 月 日付で申請のあった鳥
決定 取県税条例第137条第12号の規定に係る下
事項 記の 年度の自動車税の課税免除につ
いては、次のとおり決定する。

略

略

第64号様式の12その4（第50条の11関係）

（表面）

略

（裏面）

略

第64号様式の14（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（商品中古自動車）

略

鳥取県税条例第137条の2第1号に該当する商品中古自動車に係る自動車税の減免を受けたいので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名 ⑩

職 氏 名 様

（別紙） 略

第64号様式の15（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（教習車）

略

鳥取県税条例第137条の2第2号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、自動車税の減免について、上記のとおり申請します。

年 月 日 住所又は所在地 申請者 氏名又は名称及 び代表者の氏名 ㊞ 職 氏 名 様 略	年 月 日 住所又は所在地 申請者 氏名又は名称及 び代表者の氏名 ㊞ 職 氏 名 様 略
---	---

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第62号様式の8その2を削り、第62号様式の8その1を次のように改める。

第62号様式の8（第46条の11、第50条の16関係）

自動車取得税・自動車税減免申請書（身体障害者等）

年 月 日	（ 申 納 税 義 請 務 者 者 ）	住 所	市 郡
職 氏 名 様		氏 名	㊞
		電 話 番 号	

鳥取県税条例 第134条の7第1号 ア、イ又はウ に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第
 第137条の2第1項第1号 ア、イ又はウ 第
 46条の11第1項 の規定により、自動車取得税又は自動車税の減免について、下記のとおり申請します。
 50条の16第1項

記

【申請種別】

1 本人運転	2 生計同一者運転	3 常時介護者運転
--------	-----------	-----------

【身体障害者等の氏名等】

氏 名		電 話 番 号	
住 所		生 年 月 日	年 月 日

【手帳の種類・記載事項】

障害の程度	障 害 名	個 別 等 級	そ の 他 (総 合 等 級 等)
身 体 障 害 者 手 帳		級	級
傷 病 手 帳		項・款	/
療 育 手 帳		A・B	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		級	(自 立 支 援 医 療 受 給 者 番 号) 号
手 帳 番 号		交 付 年 月 日	
都 道 府 県 第 号		年 月 日 (有 効 年 月 日 : 平 成 年 月 日)	

【新たに減免を受けようとする自動車】

登録番号	鳥・鳥取	登録年月日	年	月	日
運 転 者 (本人運転以外)	氏 名				
	住 所				
	障 害 者 との続柄	電 話 番 号			
	使用目的	ア．通院 イ．通所 ウ．通学 エ．生業	使用回数	週 回 (月 回)	
既に減免を 受けた自動 車の処分等	登録番号	鳥・鳥取			
	処分方法	年 月 日抹消 / 移転・変更			

【減免を受けようとする自動車取得税又は自動車税の税額】

自 動 車 税	円	自 動 車 税	円
---------	---	---------	---

第64号様式の6その1から第64号様式の10までを次のように改める。

第64号様式の6から第64号様式の10まで 削除

第64号様式の13を次のように改める。

第64号様式の13 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則の廃止)

2 平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則(平成23年鳥取県規則第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節～第8節 略</p> <p>第9節 農林水産部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第5款 略</p> <p>第6款 水産試験場（第131条 <u>第133条</u>）</p> <p>第7款 <u>栽培漁業センター</u>（第134条 <u>第136条</u>）</p> <p>第8款 略</p> <p>第10節～第14節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（課及び総室内室並びに内部組織の設置）</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">部局</td> <td style="width: 25%;">部内</td> <td style="width: 25%;">課及び総室</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>	部局	部内	課及び総室		<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節～第8節 略</p> <p>第9節 農林水産部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第5款 略</p> <p>第6款 水産試験場（第131条 <u>第136条</u>）</p> <p>第7款 略</p> <p>第10節～第14節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（課及び総室内室並びに内部組織の設置）</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">部局</td> <td style="width: 25%;">部内</td> <td style="width: 25%;">課及び総室</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>	部局	部内	課及び総室	
部局	部内	課及び総室							
部局	部内	課及び総室							

等 局	内室	内部組織
略		
防災局	防災課	略
	危機管理課	略
	消防課	略
総務部	略	
	営繕課	保全担当 一般営繕担当 学校・耐震営繕担当 技術企画担当
	略	
	行財政改革局	略
	業務効率推進課	改革推進担当
略		
企画部	略	
	地域づくり支援局	自治振興課 財政担当 分権自治担当 選挙担当
	略	
略		
福祉保健部	略	
	子育て応援室	子育て王国推進担当 保育・幼児教育担当 母子保健担当
	家庭福祉室	DV・ひとり親福祉担当 児童養護担当
	略	
略		
農林水産部	略	
	森林づくり推進室	略
		略
		略
	農業総務室	総務企画担当 式典施設 植樹祭準備室 植樹担当
農林総合研究	企画総務部 総務担当 評価・企画担当 技術普及室	
略		

等 局	内室	内部組織
略		
防災局	防災チーム	略
	危機管理チーム	略
	消防チーム	略
総務部	略	
	営繕課	保全担当 一般営繕担当 学校営繕担当 耐震営繕担当
	略	
	行財政改革局	略
	業務効率推進課	改革推進担当 規制緩和 ・外郭団体担当
略		
企画部	略	
	地域づくり支援局	自治振興課 分権自治担当 財政担当 選挙担当
	略	
略		
福祉保健部	略	
	子育て応援室	子育て王国推進担当 健全育成担当 保育・幼児教育担当 母子保健担当
	家庭福祉室	DV・母子福祉担当 児童養護担当
	略	
略		
農林水産部	略	
	森林づくり推進室	略
		略
		略
	農業総務室	総務企画担当 式典施設 植樹祭準備室 植樹担当
農林総合研究	企画総務部 総務担当 評価・研究企画担当 技術普及室	
略		

	所	
	略	
	略	
県土 整備 部	略	
	道路企画課	路政担当 企画調査担当 維持係 安全施設係
		略
	略	
	空港港湾課	管理担当 港湾担当 空 港係 漁港係 鳥取港利 用促進担当
	略	

(防災局各課の所掌事務)

第6条の3 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 防災課 略
- 危機管理課 略
- 消防課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 福祉保健課～長寿社会課 略
- 子育て支援総室
- (1)及び(2) 略
- (3) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (4)及び(5) 略
- (6) 児童手当等に関すること。
- (7)～(12) 略
- 医療政策課～健康政策課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 農政課～農地・水保全課 略
- 森林・林業総室
- (1)～(25) 略
- (26) 全国植樹祭の準備に関すること。
- (27) 略
- 全国豊かな海づくり大会推進課～農林総合研究所
林業試験場 略
- 水産振興局水産課
- (1)～(11) 略
- (12) 水産試験場、栽培漁業センター及びとっとり

	所	
	略	
	略	
県土 整備 部	略	
	道路企画課	路政担当 企画調査係 維持係 安全施設係
		略
	略	
	空港港湾課	管理担当 港湾係 空 港係 漁港係 鳥取港利 用促進担当
	略	

(防災局各課の所掌事務)

第6条の3 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 防災チーム 略
- 危機管理チーム 略
- 消防チーム 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 福祉保健課～長寿社会課 略
- 子育て支援総室
- (1)及び(2) 略
- (3) 母子及び寡婦の福祉に関すること。
- (4)及び(5) 略
- (6) 児童手当に関すること。
- (7)～(12) 略
- 医療政策課～健康政策課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 農政課～農地・水保全課 略
- 森林・林業総室
- (1)～(25) 略
- (26) 略
- 全国豊かな海づくり大会推進課～農林総合研究所
林業試験場 略
- 水産振興局水産課
- (1)～(11) 略
- (12) 水産試験場及びとっとり賀露かっこ館に関

賀露かっこ館に関すること。

(13)及び(14) 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災課
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機管理課
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	消 防 課 （医療政策課が担当する事務を除く。） 略
略		

(内部組織)

すること。

(13)及び(14) 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災チー ム
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機管理 チーム
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	消防チー ム（医療政策課が担当する事務を除く。） 略
略		

(内部組織)

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

略			
中 部 総 合 事 務 所	略		
	福祉保 健局	福祉企画課	指導支援係 高齢者支 援係
		福祉支援課	保護係 母子支援係
	略		
健康支援課	健康づくり支援係		
		医薬・疾病 対策室	
略			
西 部 総 合 事 務 所	県民局	略	
		大山中海観 光課	観光担当
		略	
		商工労働課	商工労働担当 食のみ やこ担当
略			
略			

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民課

(1)～(10) 略

(11) 文化芸術の振興に関すること。

(12) 略

県民局大山中海観光課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

県民局大山自然歴史館 略

県民局商工労働課

(1)及び(2) 略

(3) 地元食材のブランド化及び販路拡大に関する

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

略			
中 部 総 合 事 務 所	略		
	福祉保 健局	福祉企画課	指導支援係 介護保険 係
		福祉支援課	保護係 母子高齢者係
	略		
健康支援課	医薬係 感染症・疾病 対策係 健康づくり支 援係		
略			
西 部 総 合 事 務 所	県民局	略	
		大山中海振 興課	文化・観光担当 食の みやこ担当
		略	
		商工労働課	商工担当 労働担当
略			
略			

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民課

(1)～(10) 略

(11) 略

県民局大山中海振興課

(1) 文化芸術の振興に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 地元食材のブランド化及び販路拡大に関する
こと。

(6) 略

県民局大山自然歴史館 略

県民局商工労働課

(1)及び(2) 略

こと。

県民局庶務会計課及び県民局農商工連携チーム
略

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務
は、次のとおりとする。

県民局企画県民室

(1)～(3) 略

(4) 日野郡3町との連携、共同処理の推進に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

県民局庶務会計チーム及び県民局商工観光チーム
略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあつては、第2号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1)～(4) 略

(5) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所及び中部総合事務所に限る。)

(6)～(13) 略

福祉保健局福祉支援課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあつては、第1号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所及び中部総合事務所を除く。)

(2)～(4) 略

(5) 母体保護及び母子保健に関すること(中部総合事務所に限る。)

県民局庶務会計課及び県民局農商工連携チーム
略

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務
は、次のとおりとする。

県民局企画県民室

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

県民局庶務会計チーム及び県民局商工観光チーム
略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあつては、第2号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1)～(4) 略

(5) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所に限る。)

(6)～(13) 略

福祉保健局福祉支援課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあつては、第1号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所を除く。)

(2)～(4) 略

福祉保健局障がい者支援課 略

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第16号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(12) 略

(13) 母体保護及び母子保健に関すること（中部総合事務所を除く。）。

(14)～(17) 略

福祉保健局福祉保健課 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(9) 略

(10) 自然公園に関すること（県民局大山中海観光課又は県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。

(11)及び(12) 略

生活環境局建築住宅課 略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

県土整備局維持管理課

(1)～(5) 略

(6) 事務所の車両に関すること。

福祉保健局障がい者支援課 略

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第16号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(12) 略

(13) 母体保護及び母子保健に関すること。

(14)～(17) 略

福祉保健局福祉保健課 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(9) 略

(10) 自然公園に関すること（県民局大山中海振興課又は県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。

(11)及び(12) 略

生活環境局建築住宅課 略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

(1)及び(2) 略

(3) 事務所の車両に関すること（西部総合事務所を除く。）。

(4) 略

(5) 略

県土整備局維持管理課

(1)～(5) 略

(6) 事務所の車両に関すること（西部総合事務所に限る。）。

県土整備局用地課～県土整備局山陰道推進室 略

(名称、位置及び所管区域)

第49条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	八頭郡若桜町及び八頭町
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町及び琴浦町
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡大山町
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	日野郡日野町

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	略	
	障がい者支援課	障がい者支援担当
鳥取県中部福祉事務所	福祉企画課	指導支援係 高齢者支援係
	福祉支援課	保護係 母子支援係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 老人の福祉に関すること(東部福祉事務所及び中部福祉事務所に限る。)

(2) 略

福祉支援課

次に掲げる事務(西部福祉事務所にあつては第3号、第5号及び第6号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

県土整備局用地課～県土整備局山陰道推進室 略

(名称、位置及び所管区域)

第49条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	岩美郡及び八頭郡	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡南部町、伯耆町及び大山町	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	日野郡日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	略	
	障がい者支援課	障がい者支援担当 精神保健担当
鳥取県中部福祉事務所	福祉企画課	指導支援係 介護保険係
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 老人の福祉に関すること(東部福祉事務所に限る。)

(2) 略

福祉支援課

次に掲げる事務(西部福祉事務所にあつては第3号、第5号及び第6号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

- (1)～(4) 略
- (5) 老人の福祉に関すること（東部福祉事務所及び中部福祉事務所を除く。）。
- (6)及び(7) 略
- 障がい者支援課及び福祉保健課 略

（内部組織及び所掌事務）

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	略	
	障がい者支援課	精神保健担当
	略	
	生活安全課	食品担当 動物・鳥獣係
鳥取県倉吉保健所	福祉企画課	指導支援係 高齢者支援係
	福祉支援課	母子支援係
	障がい者支援課	心と女性の相談室
	健康支援課	健康づくり支援係
		医薬・疾病対策室
	略	
鳥取県米子保健所	略	
	障がい者支援課	精神保健係
		略
	略	
略		

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
- 福祉企画課 略
 - 福祉支援課
 - 地域保健法第6条第8号（母性及び乳幼児の保健に関するものに限る。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。
 - 障がい者支援課 略
 - 健康支援課
 - 地域保健法第6条第1号から第3号まで、第5号

- (1)～(4) 略
- (5) 老人の福祉に関すること（東部福祉事務所を除く。）。
- (6)及び(7) 略
- 障がい者支援課及び福祉保健課 略

（内部組織及び所掌事務）

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	略	
	障がい者支援課	障がい者支援担当 精神保健担当
	略	
	生活安全課	食品担当 動物・鳥獣係 自然公園係
鳥取県倉吉保健所	福祉企画課	指導支援係 介護保険係
	障がい者支援課	障がい者支援係 心と女性の相談室
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康づくり支援係
	略	
鳥取県米子保健所	略	
	障がい者支援課	障がい者支援係 精神保健係
		略
	略	
略		

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
- 福祉企画課 略
 - 障がい者支援課 略
 - 健康支援課
 - 地域保健法第6条第1号から第3号まで、第5号

から第9号まで、第11号、第12号及び第14号（第2号にあっては福祉企画課の所掌に属するものを、第3号にあっては生活安全課の所掌に属するものを、第8号にあっては福祉支援課の所掌に属するものを、第12号にあっては福祉保健課の所掌に属するものをそれぞれ除く。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

環境・循環推進課～福祉保健課 略

（内部組織）

第65条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び発達障がい者支援センターを置く。

（所掌事務）

第82条 児童自立支援施設は、児童福祉法第44条の規定による不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援するとともに、当該児童自立支援施設を退所した者に対する相談その他の援助を行う事務を所掌する。

（設置）

第100条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取交通事故相談所	鳥取市	鳥取県の区域
鳥取県米子交通事故相談所	米子市	

（所掌事務）

第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 略

(2) その他水産技術の普及指導に関すること。

から第9号まで、第11号、第12号及び第14号（第2号にあっては福祉企画課の所掌に属するものを、第3号にあっては生活安全課の所掌に属するものを、第12号にあっては福祉保健課の所掌に属するものをそれぞれ除く。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

環境・循環推進課～福祉保健課 略

（内部組織）

第65条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び自閉症・発達障害支援センターを置く。

（所掌事務）

第82条 児童自立支援施設は、児童福祉法第44条の規定による不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する事務を所掌する。

（設置）

第100条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取交通事故相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県倉吉交通事故相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子交通事故相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

（所掌事務）

第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 水産動植物の増殖、養殖及び漁場環境についての試験研究及び調査に関すること。

(3) その他水産技術の普及指導並びに沿岸漁業及び内水面漁業の促進に関すること。

<p>(内部組織)</p> <p>第133条 水産試験場に、<u>管理担当、漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7款 栽培漁業センター</u></p> <p>(設置)</p> <p>第134条 <u>栽培漁業センターを次のとおり置く。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県栽培漁業センター</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所掌事務)</p> <p>第135条 <u>栽培漁業センターは、次に掲げる沿岸漁業及び内水面漁業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。</u></p> <p>(1) <u>水産動植物の増殖、養殖及び漁場環境についての試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他沿岸漁業及び内水面漁業の促進に関すること。</u></p> <p>(内部組織)</p> <p>第136条 <u>栽培漁業センターに、管理担当、生産技術室、増殖技術室及び試験船おしどりを置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8款 とっとり賀露かっこ館</u></p>	名称	位置	鳥取県栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町	<p>(内部組織)</p> <p>第133条 水産試験場に、<u>総務課、沖合漁業部及び沿岸漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、沖合漁業部に漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を、沿岸漁業部に生産技術室、増殖技術室及び試験船おしどりを置く。</u></p> <p>第134条から第136条まで <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7款 とっとり賀露かっこ館</u></p>
名称	位置				
鳥取県栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- (鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正)
- 2 鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和44年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「消防チーム長」を「消防課長」に改める。

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条項等並びに別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項等並びに別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第2条第4項に規定する地方機関並びに鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第2条第4項に規定する地方機関及び同条第6項に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年鳥取県条例第30号)別表に規定する警察署をいう。</p> <p>(3)~(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第2条第4項に規定する地方機関並びに鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第2条第4項に規定する地方機関及び教育機関並びに警察署をいう。</p> <p>(3)~(6) 略</p>

(部における事務手続)

第3条 略

2 部(警察本部を除く。)における事務手続のうち、次に掲げるものを行うときは、会計局長が別に定める職員による起案文書の関連の審査(法令又は予算の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。)を受けなければならない。

(1) 歳入の徴収の手続

(2) 略

(部等の出納員の収納金の払込み)

第21条 部及び出納機関に指定しない機関の出納員(以下「部等の出納員」という。)は、収納した歳入金を収納の日(出張先において収納したときは、帰庁の日。以下同じ。)又はその翌日(同日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その直後の県の休日でない日。次条第2項及び第3項、第22条第1項、第26条第2項並びに第94条において同じ。)に払込書(様式第6号)により指定金融機関に払い込まなければならない。

2 略

(分任出納員の収納金の引継ぎ等)

第21条の2 略

2 略

3 遠隔地の分任出納員は、その収納した歳入金を前項の規定により引き継ぐことができないときは収納の日又はその翌日に払込書により指定金融機関に払込みの上、その都度領収済報告書(様式第5号)を出納員に提出しなければならない。

4及び5 略

(過誤納金の還付)

第35条 知事又は出納機関の長において過納又は誤納の事実を発見したときは、第39条第1項の規定にかかわらず、納入者の請求をまたずに払い戻すことができる。

(部における事務手続)

第3条 略

2 部(警察本部を除く。)における事務手続のうち、次に掲げるものを行うときは、会計局の職員による起案文書の関連の審査(法令又は予算の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。)を受けなければならない。

(1) 歳入の徴収の手続(会計局長が別に定めるものに限る。)

(2) 略

(部等の出納員の収納金の払込み)

第21条 部及び出納機関に指定しない機関の出納員(以下「部等の出納員」という。)は、収納した歳入金を収納の日(出張先において収納したときは、帰庁の日。以下同じ。)又はその翌日(同日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その直後の県の休日でない日。次条第2項及び第3項、第22条第1項、第26条第2項並びに第94条において同じ。)に払込書(様式第6号)により指定金融機関に払込みの上、毎月、領収済報告書(様式第5号)を作成し、その月の翌月5日(同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日)までに会計管理者に提出しなければならない。

2 略

(分任出納員の収納金の引継ぎ等)

第21条の2 略

2 略

3 遠隔地の分任出納員は、その収納した歳入金を前項の規定により引き継ぐことができないときは収納の日又はその翌日に払込書により指定金融機関に払込みの上、その都度領収済報告書を出納員に提出しなければならない。

4及び5 略

(過誤納金の還付)

第35条 納入者は、過誤納金の還付を受けようとするときは、納付先の知事又は出納機関の長に請求書を提出しなければならない。ただし、知事又は出納機関の長において過納又は誤納の事実を発見したときは、納入者の請求をまたずに払い戻すことができ

2 略

第48条 略

2 統轄店は、前項の規定により資金交付指示書の送付を受けたときは、別段預金勘定から資金を払い出し、指定出納取扱店に交付しなければならない。

(指定出納取扱店における公金振替)

第65条 指定出納取扱店は、会計管理者から公金振替に係る支払命令書の送付を受けたときは、その振替の手続をしなければならない。

第66条 削除

(支払期間経過未払金の歳入への納付)

第67条 略

2 略

3 第1項の規定により報告を受けた統轄店は、これを取りまとめ、毎月10日までに支払期間経過未払金報告書を知事に送付するとともに、その金額を払込書により期間満了の日の属する年度の歳入に納付しなければならない。

(繰替払の報告等)

第78条 令第164条の規定により繰替払をした者は、繰替支払報告書(様式第26号)によりその収入金を所管する知事又は出納機関の長に報告しなければならない。ただし、歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合の手数料及び生産物、漁獲物等を市場に委託して売り払う場合の手数料については、委託を受けた者が、繰替払をした者に代わって、会計局長の承認を受けた様式により知事又は出納機関の長に報告することができる。

2 前項の規定により報告を受けた知事又は出納機

る。

2 略

第48条 略

2 統轄店は、前項の規定により資金交付指示書の送付を受けたときは、別段預金勘定から資金を払い出し、指定出納取扱店に交付するとともに、資金交付済通知書(様式第16号)を会計管理者に送付しなければならない。

(指定出納取扱店における公金振替)

第65条 指定出納取扱店は、会計管理者から公金振替に係る支払命令書の送付を受けたときは、その振替の手続をし、公金振替済一覧表(様式第23号)を統轄店を経由して会計管理者に送付しなければならない。

(支払済通知書の送付)

第66条 指定出納取扱店は、第60条から第62条まで、第64条及び前条の規定による支払の手続をしたときは、支払済通知書(様式第24号)を統轄店を経由して会計管理者に送付しなければならない。

(支払期間経過未払金の歳入への納付)

第67条 略

2 略

3 第1項の規定により報告を受けた統轄店は、これを取りまとめ、毎月10日までに支払期間経過未払金報告書を知事及び会計管理者に送付するとともに、その金額を払込書により期間満了の日の属する年度の歳入に納付しなければならない。

(繰替払の報告等)

第78条 令第164条の規定により繰替払をした者は、繰替支払報告書(様式第26号)をその収入金を所管する知事又は出納機関の長に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた知事又は出納機

関の長は、支出の命令をし、会計管理者をして歳入金に振り替える手続をさせなければならない。

(現金現在高の報告)

第104条 統轄店は、収納金集計表等により、毎日、現金現在高報告表(様式第37号)を作成し、会計管理者に報告しなければならない。

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

2 略

第138条 部の長は、毎会計年度における基金の運用状況を翌年度の6月10日までに会計管理者に通知しなければならない。

(支出の証拠書類)

第140条 支出の証拠書類として保管する書類は、次に掲げるとおりとする。

関の長は、支出の命令をし、会計管理者をして歳入金に振替える手続をさせなければならない。

(支出振替金残高報告表の送付等)

第104条 指定出納取扱店は、毎日、支出振替金残高報告表(様式第36号)を作成し、これを統轄店に送付しなければならない。

2 統轄店は、支出振替金残高報告表、収納金集計表等により、毎日、現金現在高報告表(様式第37号)を作成し、会計管理者に報告しなければならない。

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.3パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

2 略

第138条 出納機関の出納員は、毎年度その所管に属する歳入計算書及び歳出計算書を出納機関の長を経て翌年度の6月30日を過ぎない範囲で会計管理者が指定する日までに会計管理者に提出しなければならない。

2 部の長は、毎年度その所管に属する歳入計算書及び歳出計算書を翌年度の6月30日を過ぎない範囲で会計管理者が指定する日までに会計管理者に提出しなければならない。

3 部の長は、毎会計年度における基金の運用状況を翌年度の6月10日までに会計管理者に通知しなければならない。

(支出の証拠書類)

第140条 支出の証拠書類として保管する書類は、次に掲げるとおりとする。

<p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) 直払に係る領収書</p> <p>(8)~(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(歳入歳出外現金の証拠書類)</p> <p>第140条の2 歳入歳出外現金の証拠書類として保管する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 手許保管のものに係る領収証書及び領収済通知書</p> <p>(歳入金歳出金月計対照一覧表等の提出)</p> <p>第152条 統轄店は、毎月次の各号に掲げる表を作成し、翌月10日までに<u>会計管理者に提出しなければならない</u>。ただし、会計管理者又は出納機関の出納員の交替があったときは、その日現在をもって作成し、速やかに提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 <u>会計管理者は、前項の規定による同項各号に掲げる表の提出があったときは、これらの表の写しを作成し、出納機関の出納員に送付するものとする。</u></p> <p>(銀行突合表等の照合)</p> <p>第153条 会計管理者は、毎月、銀行突合表を作成し、歳入金歳出金月計対照一覧表及び歳入歳出外現金月計対照一覧表と照合しなければならない。</p> <p>2 出納機関の出納員は、毎月、歳入表、歳出表及び歳入歳出外現金整理表を作成し、<u>会計管理者から送付される歳入金歳出金月計対照一覧表及び歳入歳出外現金月計対照一覧表の写しと照合しなければならない</u>。</p> <p>(出納員等の引継ぎ)</p> <p>第172条 略</p> <p>2 出納機関の出納員又は資金前渡出納員は、前項の規定により引継ぎをする場合においては、現金、</p>	<p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) 直払に係る領収書、<u>資金交付済通知書及び支払済通知書</u></p> <p>(8)~(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(歳入歳出外現金の証拠書類)</p> <p>第140条の2 歳入歳出外現金の証拠書類として保管する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 手許保管のものに係る領収証書、<u>領収済通知書及び支払済通知書</u></p> <p>(歳入金歳出金対照一覧表等の提出)</p> <p>第152条 統轄店は、毎月次の各号に掲げる表を、<u>第1号及び第2号に掲げるものにあつては2部を作成し会計管理者に、第3号に掲げるものにあつては1部を作成し出納機関の出納員に、</u>翌月10日までに提出しなければならない。ただし、会計管理者又は出納機関の出納員の交替があったときは、その日現在をもって作成し、速やかに提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>月計対照個別表</u></p> <p>(銀行突合表等の照合)</p> <p>第153条 会計管理者は、毎月、銀行突合表を作成し、歳入金歳出金月計対照一覧表及び歳入歳出外現金月計対照一覧表と照合のうえ、<u>相違ないときはその旨の証明をして、これらの表の提出を受けた日から10日以内に統轄店に返送しなければならない</u>。</p> <p>2 出納機関の出納員は、毎月、歳入表、歳出表及び歳入歳出外現金整理表を作成し、<u>月計対照個別表と照合しなければならない</u>。</p> <p>(出納員等の引継ぎ)</p> <p>第172条 略</p> <p>2 出納機関の出納員又は資金前渡出納員は、前項の規定により引継ぎをする場合においては、現金、</p>
--	---

書類、帳簿及び帳票その他の物件について、引継目録を作成しなければならない。この場合において、歳入表、歳出表、歳入歳出外現金整理表及び現金出納計算書（様式第39号）又は前渡資金出納計算書を引継目録に添付し、帳簿については発令の日の最終記帳をもって合計額を記入し、引継目録及び帳簿に引継年月日を記載のうえ、引継ぎの当事者がこれに連署押印をし、後任者が保管しなければならない。

3及び4 略

5 略

（引継ぎの報告）

第173条 前条第1項の規定による引継ぎを終えたときは、出納機関の後任出納員及び後任資金前渡出納員にあつては引継目録を添えて所属の長に報告し、後任分任出納員にあつては引継目録を添えて所属の出納員に報告しなければならない。

附 則

1～4 略

5 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3職員人材開発センターの項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、総務部行財政改革局職員人材開発センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部行財政改革局職員人材開発センターの教授の職にある者をもって充てる。

6～8 略

9 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3企画総務部の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、農林水産部農林総合研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農林総合研究所の企画総務部総務担当主幹の職にある者、農業試験場作物研究室長の職にある者、園芸試験場果樹研究室長の職にある者、園芸試験場野菜研究室長の職にある者、園芸試験場花き研究室

書類、帳簿及び帳票その他の物件について、引継目録を2部作成しなければならない。この場合において、歳入表、歳出表、歳入歳出外現金整理表及び現金出納計算書（様式第39号）又は前渡資金出納計算書を引継目録に添付し、帳簿については発令の日の最終記帳をもって合計額を記入し、引継目録及び帳簿に引継年月日を記載のうえ、引継ぎの当事者がこれに連署押印をし、1部は後任者が保管し、1部は知事に送付しなければならない。

3及び4 略

5 所属の長は、第1項の規定により引継ぎに立ち合わなければならない。

6 略

（引継ぎの報告）

第173条 前条第1項の規定による引継ぎを終ったときは、出納機関の後任出納員及び後任資金前渡出納員にあつては、引継目録を添えて所属の長及び会計管理者を経て知事に報告し、部及び出納機関に指定しない機関の後任出納員及び後任分任出納員にあつては、引継目録を添えて会計管理者又は所属の出納員に報告しなければならない。

附 則

1～4 略

5 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3職員人材開発センターの項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、総務部行財政改革局職員人材開発センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部行財政改革局職員人材開発センターの次長の職にある者をもって充てる。

6～8 略

9 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3企画総務部の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、農林水産部農林総合研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農林総合研究所の企画総務部長の職にある者をもって充てる。

長の職にある者、園芸試験場環境研究室長の職にある者、園芸試験場生物学研究室長の職にある者、園芸試験場砂丘地農業研究センター所長の職にある者、園芸試験場弓浜砂丘地分場長の職にある者、園芸試験場河原試験地長の職にある者、園芸試験場日南試験地長の職にある者、畜産試験場肉用牛研究室長の職にある者、畜産試験場育種改良研究室長の職にある者、畜産試験場酪農・飼料研究室長の職にある者、中小家畜試験場養豚研究室長の職にある者及び中小家畜試験場環境・養鶏研究室長の職にある者をもって充てる。

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県水産試験場	管理担当主幹
鳥取県栽培漁業センター	管理担当主幹
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
部（附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされるものを除く。）	
総務課	1～3 略 4 鳥取県庁本庁舎に設置している公衆電話取扱手数料の収納事務
県民課～医療政策課 医療指導課	略 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号及び第55号の2に規定する手数料の収納事務
公園自然課～警察本部交通指導課 警察本部警察学校	略 警察学校における給食費の収納事務
出納機関（附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされ	1～3 略 4 出納員のうち農林水産部農林総合研究所の農業試験場作物研究室長、園芸試験場果樹

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県水産試験場	総務課長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
部	
総務課	1～3 略
県民課～医療政策課	略
公園自然課～警察本部交通指導課	略
出納機関	1～3 略

<p>るものを含む。)</p> <p>出納機関に指定しない機関</p>	<p><u>研究室長、園芸試験場野菜研究室長、園芸試験場花き研究室長、園芸試験場環境研究室長、園芸試験場生物工学研究室長、園芸試験場砂丘地農業研究センター所長、園芸試験場弓浜砂丘地分場長、園芸試験場河原試験地長、園芸試験場日南試験地長、畜産試験場肉用牛研究室長、畜産試験場育種改良研究室長、畜産試験場酪農・飼料研究室長、中小家畜試験場養豚研究室長及び中小家畜試験場環境・養鶏研究室長（次項において「農林総合研究所農業試験場作物研究室長等」という。）に委任させる事務 物品（生産品に限る。）の出納及び保管に関する事務</u></p> <p>5 東部総合事務所県税局収税課長、中部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長、東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長（以下この項において「東部総合事務所県税局収税課長等」という。）並びに農林総合研究所農業試験場作物研究室長等以外の出納員に委任させる事務</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>略</p>	<p>出納機関に指定しない機関</p>	<p>4 東部総合事務所県税局収税課長、中部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長並びに東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長（以下この項において「東部総合事務所県税局収税課長等」という。）以外の出納員に委任させる事務</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>略</p>																								
<p>2 分任出納員に委任させる事務</p>		<p>2 分任出納員に委任させる事務</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	委任事務	鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	略	鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県</td> <td>家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委任事務	鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	略	鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県	家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県</td> <td>家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委任事務	鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	略	鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県	家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県</td> <td>家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委任事務	鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	略	鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県	家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨
区分	委任事務																										
鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	略																										
鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県																											
区分	委任事務																										
鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	略																										
鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県	家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨																										
区分	委任事務																										
鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	略																										
鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県	家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨																										
区分	委任事務																										
鳥取県東京本部～鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	略																										
鳥取県鳥取家畜保健衛生所・鳥取県	家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨																										

倉吉家畜保健衛生所・鳥取県西部家畜保健衛生所	<p>1 <u>家畜に係る検査、注射、薬浴及び投薬並びにこれらを行った旨の証明書の交付に係る手数料の収納に関する事務</u></p> <p>2 <u>鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第226号に規定する手数料の収納事務</u></p>	倉吉家畜保健衛生所・鳥取県米子家畜保健衛生所	<u>の証明書の交付に係る手数料の収納に関する事務</u>
鳥取県鳥取港湾事務所及び鳥取県鳥取空港管理事務所	略	鳥取県鳥取港湾事務所及び鳥取県鳥取空港管理事務所	略
<p>様式目次</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支出関係</p> <p>様式第14号～様式第15号 略</p> <p><u>様式第16号及び様式第17号 削除</u></p> <p>様式第18号～様式第22号 略</p> <p><u>様式第23号及び様式第24号 削除</u></p> <p>様式第25号～様式第31号 略</p> <p>(3) 現金及び有価証券関係</p> <p>様式第32号～様式第35号 略</p> <p>様式第36号 <u>削除</u></p> <p>様式第37号及び様式第38号 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p>		<p>様式目次</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支出関係</p> <p>様式第14号～様式第15号 略</p> <p><u>様式第16号 資金交付済通知書</u></p> <p><u>様式第17号 削除</u></p> <p>様式第18号～様式第22号 略</p> <p><u>様式第23号 公金振替済一覧表</u></p> <p><u>様式第24号 支払済通知書</u></p> <p>様式第25号～様式第31号 略</p> <p>(3) 現金及び有価証券関係</p> <p>様式第32号～様式第35号 略</p> <p>様式第36号 <u>支出振替金残高報告表</u></p> <p>様式第37号及び様式第38号 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	

第2条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

様式第16号及び様式第17号 削除

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

様式第23号及び様式第24号 削除

様式第25号備考中「3部」を「2部」に、「2部」を「1部」に改め、「及び会計管理者」を削る。

様式第36号を次のように改める。

様式第36号 削除

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第3条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)</p> <p>第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品(現地で消費する物品を除く。)を、物品引継書により知事又は出納機関(鳥取県会計規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされる鳥取県東京本部、鳥取県関西本部、鳥取県名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を含む。以下同じ。)の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)</p> <p>第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品(現地で消費する物品を除く。)を、物品引継書により知事又は出納機関(鳥取県会計規則附則第2項から第9項までの規定により出納機関とみなされる総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を含む。以下同じ。)の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p> <p>2及び3 略</p>

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第4条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.1パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、<u>年3.1パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下「検査遅延日数」とい</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.3パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、<u>年3.3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下「検査遅延日数」とい</p>

<p>う。)は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>(前払金の返還)</p> <p>第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>う。)は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>(前払金の返還)</p> <p>第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p>
--	--

(鳥取県宿舍管理規則の一部改正)

第5条 鳥取県宿舍管理規則(昭和57年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付料)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から</p>	<p>(貸付料)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から</p>

<p>納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年3.1パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.1パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.1パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。	<p>納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.1パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。								
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。								

（鳥取県会計規則の一部を改正する規則の一部改正）

第6条 鳥取県会計規則の一部を改正する規則（平成19年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 知事は、当分の間、指定金融機関を知事に代わって振替及び払出しの請求その他郵便貯金銀行の定める請求又は届出をすることができる代理署名人とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 知事は、当分の間、指定金融機関を知事に代わって振替及び払出しの請求その他郵便貯金銀行の定める請求又は届出をすることができる代理署名人（以下「代理署名人」という。）とすることができる。</p> <p>6 <u>代理署名人に指定された指定金融機関は、当分の間、郵便貯金銀行において収納した歳入金について、知事が別に定める振替払込金受払整理簿（郵便貯金銀行用）を備えなければならない。</u></p>

（鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正）

第7条 鳥取県会計管理者等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

<p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされるものを含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第12項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>(14) 略</p>	<p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第9項までの規定により出納機関とみなされる機関を含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第9項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>(14) 略</p>
--	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鳥取県会計規則第120条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約に係る遅延利息又は違約金について適用し、施行日前に締結した契約に係る遅延利息又は違約金については、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の鳥取県建設工事執行規則の規定は、施行日以後に相手方を決定して締結される請負契約について適用し、施行日前に相手方を決定して締結された請負契約については、なお従前の例による。

4 第5条の規定による改正後の鳥取県宿舍管理規則（以下この項において「新規則」という。）第11条の規定は、施行日以後に新規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金について適用し、施行日前に第5条の規定による改正前の鳥取県宿舍管理規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金については、なお従前の例による。

鳥取県会計管理者組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県会計管理者組織規則の一部を改正する規則

鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職制及び職務) 第6条 略 2～5 略 6 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、 <u>会計管理者に参事監及び参事を置くことができる。</u>	(職制及び職務) 第6条 略 2～5 略 6 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、 <u>会計局及び庶務集中局に参事を置くことができる。</u>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。